

2026(令和8)年度支部事業計画(案)及び広報計画(案)について

2026年1月14日



鹿児島支部事業計画（案）

令和8年度 事業計画（案）（鹿児島支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>I) 健全な財政運営（企画総務 G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10% を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p>

分野	具体的施策等
	<p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 (業務 G・レセプト G)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証とマイナンバーカードの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・システム変更による事務の効率化を踏まえた事務処理体制の整理を進め、その効果をシステム化できない事業の強化に振り分け、実績向上を図る。また、すべての職員の多能化を進めたうえで、突発的業務やより多くの人員が必要な業務については、グループ・部で対応し遅延等を発生させないための柔軟な体制づくりに取り組む。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底するとともに、職員の意識改革を促進する。 <p>② サービス水準の向上 (業務 G)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。 ・コールセンター設置の全国拡充に伴い、コールセンターで回答できない難易度の高い相談・照会に対応するために、研修を実施し職員の知識・スキルを向上させる。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p>

分野	具体的施策等
	<p>③ 現金給付等の適正化の推進（業務 G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、確実に回収する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、研修を実施し職員の知識・事務処理スキルを向上させる。 <p>④ レセプト内容点検の精度向上（レセプト G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・自動点検を的確に実施し、また自動点検マスタを毎月更新することで、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・審査医師および外部講師による勉強会や研修会、また他支部の査定事例を活用することで、点検員のスキルを向上させ内容点検効果額の更なる向上を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、内容点検効果の高いレセプト（入院等の高点レセプト、社会保険診療報酬支払基金の A I によって目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど効率的なレセプト点検を進め、内容点検定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。

分野	具体的施策等
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、疑義のある原審事例についての説明を求め、協会の知見をフィードバックする。 ・資格点検・外傷点検について、点検スケジュールに基づきシステムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化（レセプトG）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・一次催告から弁護士名による催告を経たうえで、法的手続きを厳格に実施していく段階的な催告を実施し、また、無資格受診返納金については保険者間調整を積極的に活用し確実な回収を図る。 ・住所不明者については年金事務所への照会や住民票調査により住所調査を進め、債権回収につなげる。 ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届け出が行われるよう、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。 <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>

分野	具体的施策等
	<p>III) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進 (企画総務 G・業務 G)</p> <p>① マイナ保険証による保険診療の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。 ・ 「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し未収録者の登録を進める。 ・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。 <p>② 電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。 <p>IV) DX を活用した事業の推進 (企画総務 G)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくために、バージョン0リリース後、利用について、関係団体と連携及び協力を図りながら、加入者に周知広報を実施していく。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めしていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>I) データ分析に基づく事業実施（企画総務 G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用をする。 ・構築された複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」に参加し、ブロックで課題やスキル・知識及び取組を共有し担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かしていく。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>II) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進（企画総務 G、保健 G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部で策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・契約保健師が担うべき新たな役割を踏まえ、必要な保健事業の取組みを進める。 ・地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点を踏まえ、他支部におけるノウハウ等を参考に、小学生等への健康教育に取り組む。

分野	具体的施策等
	<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（保健 G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診・健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30歳の若年者への対象拡大、人間ドック健診の創設、実施機関不足地域の対策を踏まえた受診勧奨等の取組みを推進する。また、人間ドック健診の創設を契機に、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。 ・事業者健診データについて、外部委託を活用し効率的に取得するとともに、健診機関を通じて確実にデータが提供されるよう関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 ・被扶養者に対する特定健診について実施率の向上を図るため、骨粗鬆検診や眼底検査等のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。また、受診しやすい会場での集団健診を開催し、被扶養者の健診習慣の定着を目指す。 ・健診体系の見直しとして2027（令和9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>

分野	具体的施策等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：248,143人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 60.3%（実施見込者数：149,630人） ・ 事業者健診データ 取得率 9.3%（取得見込者数：23,077人） ■ 被扶養者（40歳以上）（実施対象者数：57,461人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 27.8%（実施見込者数：15,974人） ■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を60.3%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を9.3%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を27.8%以上とする ③ 特定保健指導実施率及び質の向上（保健G） <ul style="list-style-type: none"> i) 特定保健指導実施率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかかることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・ 健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導の質を確保しつつ一層の実施率向上並びに健診機関の拡大を図る。特に人間ドック健診における健診当日の特定保健指導の着実な実施に繋げる。 ・ 外部委託による遠隔面談等のICTを活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 ii) 特定保健指導の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するために、特定保健指導の成果の見える化を図る。

分野	具体的施策等
	<p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：33,159人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率27.1%（実施見込者数：8,987人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,271人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率12.3%（実施見込者数：157人） ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を27.1%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を12.3%以上とする <p>④ 重症化予防対策の推進（保健G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・ 胸部エックス線の検査項目において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。 ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・ CKD（慢性腎臓病）予防ネットワークを活用し、市町村や医師会と連携した受診勧奨や啓発イベントを行う。

分野	具体的施策等
	<p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする <p>（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進（企画総務G・保健G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大に取り組むとともに、宣言事業所の取組みの質を担保するため、健康講話の実施や事業所訪問等を通じて、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・宣言事業所に対する支援を強化するため、ホームページでの情報発信の強化等を行う。 ・県の「職場の健康づくり賛同事業所」、鹿児島市の「健康づくりパートナー」等の事業との連携を図る。 ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結に向けて検討・協議を行う。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を積極的に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：健康宣言事業所数を1,420事業所（※）以上とする <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数</p>

分野	具体的施策等
	<p>III) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用 (企画総務 G)</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、使用促進に向けての意見発信を行う。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、「ジェネリック医薬品 Q&A リーフレット」を県内の医療機関や薬局へ設置し、広報等に取り組む。 ・「ジェネリック医薬品情報提供ツール」を使用し、県内の医療機関や薬局にジェネリック切り替えの案内を実施する。 ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに県と連携して取り組む。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを県と連携して行う。 <p>（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の適正使用の観点から、他県と比較し相談件数が少ない「#8000」の利用の推進、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。

分野	具体的施策等
	<p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で 92.0%以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p>

分野	具体的施策等
	<p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信（企画総務 G）</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、県の健康増進計画に基づく健康づくりに関する会議や医療費適正化に関する会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効率的・効果的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証（企画総務 G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 <p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進（企画総務 G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一的、計画的、効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、次の (a) ~ (d) を意識しながら実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する (b) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する (c) 地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する

分野	具体的施策等
	<p>(d) 評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一體的・積極的に広報を行う。 ・コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上や SDGs に資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・広報テーマに応じた本部作成の広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS (LINE) やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。 ・健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。 ・鹿児島支部の全職員が参加して作成した、鹿児島支部マスコットキャラクター「かごら」を積極的に活用し、分かりやすく身近に感じてもらえるような広報を実施していく。 <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 56.3%以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 2 回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> <p>V) 国際化対応（企画総務 G・業務 G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会に加入する外国人の方に対して医療保険制度に関する必要な情報を母国語で提供できるよう整備された環境について、多様な媒体を活用し、広報を実施する。

分野	具体的施策等
3. 組織・運営体制関係	<p>I) 人事・組織（企画総務 G）</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・次世代育成支援及び女性活躍の推進の視点も踏まえ、多様な人材が能力や適性に応じた働き方ができるよう人事を推進する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ・支部の課題等に応じた研修を行うとともに、e ラーニングによる多様な研修を利用する。また、通信教育講座による職員の自己啓発を促し人材育成を図る。 <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・法律に基づき本部が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。 <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、グループ間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。

分野	具体的施策等
	<p>II) 内部統制等（企画総務 G）</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部による階層別研修やeラーニングの活用により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解したうえで、常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 ・本部並びに支部の相談窓口（外部のコンプラホットラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 <p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 <p>⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システム

分野	具体的施策等
	<p>を活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>

鹿児島支部広報計画（案）

令和8年度 支部広報計画

1. 当該年度の広報に関する取組方針及び主に取り組む事項

令和8年度の支部広報計画においては、①協会及び協会の事業に関する認知度の向上、②加入者・事業主に協会への共感が広がる環境づくり、③広報チャネルの強化、④広報担当者の育成を取組方針として定める。

【取組方針に基づき、主に取り組む事項】

①協会及び協会の事業に関する認知度の向上

- ・最重点広報である「令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）」「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」「電子申請・けんぽアプリの利用促進」を中心に積極的な広報に取り組む。
- ・「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」の広報に合わせて、健診実施率の支部間比較やインセンティブ制度があること等の周知を図る。
- ・鹿児島県は脳血管疾患による死亡率が高いことから、発症原因である生活習慣病のリスク保有者に実施する「特定保健指導」を関係団体の広報誌等を活用して広報を行う。また、「医療費適正化」についても、様々な広報媒体を活用して丁寧に広報を実施する。なお、広報にあたっては、鹿児島支部公式マスコットキャラクター「かごら」を積極的に活用する。
- ・関係団体と「顔の見える地域ネットワーク」の関係構築を図るため、定期的に打合わせを行い、連携した広報を実施する。また、健康保険委員を活用し、広報テーマに沿って、加入者等に広報を実施する。

②加入者・事業主に協会への共感が広がる環境づくり

- ・鹿児島支部が行う事業に対する協力への基礎となる共感形成を図るべく、コミュニケーションロゴやタグラインを使用し、最重点広報である「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」に積極的に取り組む。

③広報チャネルの強化

- ・メールマガジン、LINE、納告チラシ、健康保険委員へ配布するチラシ等の各種媒体による広報を確実に実施する。
- ・ニュースリリースを実施し、地域・職域の健康課題や各種実施率が低調である保健事業について広く周知を図る。
- ・令和8年1月にリリースされるけんぽアプリの普及に向けて、電子申請の利用促進と合わせて健康保険委員への勧奨を実施する。

④広報担当者の育成

- ・広報が単調かつ硬直化しないよう、部署を横断した編成による広報委員が協力しコミュニケーションを図りながら、広報内容の調整や調達における仕様書の精査、校正作業等に支部全体で関与し、広報業務における質の向上を図ることで広報担当者の育成に取り組む。

2. 最重点広報（全支部共通）

広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
① 令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）	・令和9年度都道府県単位保険料率及び保険料率設定の仕組み、インセンティブ制度（健康づくり及び医療費適正化につながる取組）、こども・子育て支援金制度について周知する。	被保険者・事業主	LINE・メールマガジン・支部ホームページ・交通広告・新聞広告・関係団体広報誌	令和9年2～3月
② 健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）	・令和9年度より実施する被扶養者の健診体系の見直しについて周知する。 ・被扶養者の健診実施率の改善に向けて、実施率の現状と合わせてニュースリリースを実施する。	加入者（被扶養者）・事業主	LINE・メールマガジン・ニュースリリース・WEB広告・屋外広告・納入告知書チラシ・研修会	令和9年3月
③ 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり	・加入者・事業主が協会や協会の役割に関心を持ち、共感し、協会の事業に協力する関係を構築するため、協会の役割や提供価値を周知する。 ・コミュニケーションロゴやタグラインを使用した交通広告を行う際に、ニュースリリースを実施する。	加入者・事業主	チラシ・LINE・メールマガジン・ニュースリリース・交通広告・納入告知書チラシ・研修会	令和8年7月～3月
④ 電子申請・けんぽアプリの利用促進	・電子申請の開始やメリット、利用方法等を継続的に広く周知する。 ・けんぽアプリを経由した電子申請が可能になることから、電子申請の利用の際にけんぽアプリのダウンロードを推奨するよう周知する。	加入者・事業主・担当者・健康保険委員・社会保険労務士	チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・研修会	通年

3. 重点広報				
広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
医療費適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保護者に確実に広報が実施できるよう、市町村と連携した#8000の周知広報を実施する。 ・メールマガジンやLINE、納告チラシ、健康保険委員に配布するチラシ、関係団体の広報誌等を活用し、幅広く周知広報を実施する。 ・鹿児島支部公式マスコットキャラクター「かごら」を活用して作成した啓発動画をWEB広告を利用し、周知広報を実施する。 ・事業主や健康保険事務担当者が参加する研修会を通じて、周知広報を実施する。 	加入者・事業主	WEB広告・チラシ・メールマガジン・LINE・納告チラシ・関係団体広報誌・YouTube（動画）による情報提供・その他（ウェットティッシュの蓋）・研修会	通年
健診	<ul style="list-style-type: none"> ・DMや関係団体の広報誌、ホームページ等で集団健診の日程を幅広く周知する。 ・メールマガジンやLINE、納告チラシ、健康保険委員に配布するチラシ、関係団体の広報誌等を活用し、幅広く周知広報を実施する。 ・鹿児島支部公式マスコットキャラクター「かごら」を活用して作成した啓発動画をWEB広告を利用し、周知広報を実施する。 ・鹿児島支部の健診実施率の現状と併せて、令和9年度の健診体系の見直しについて、ニュースリリースを実施し、保健事業について周知する。 ・事業主や健康保険事務担当者が参加する研修会を通じて、周知広報を実施する。 	加入者・事業主	WEB広告・チラシ・DM・関係団体広報誌・メールマガジン・LINE・納告チラシ・ニュースリリース・YouTube（動画）による情報提供・研修会	通年
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンやLINE、納告チラシ、健康保険委員に配布するチラシ、関係団体の広報誌等を活用し、幅広く周知広報を実施する。 ・鹿児島支部公式マスコットキャラクター「かごら」を活用して作成した啓発動画をWEB広告を利用し、周知広報を実施する。 ・健康増進普及月間や全国糖尿病習慣等のキャンペーンの機会で広報を実施する。 ・特定保健指導勧奨冊子を配布し、特定保健指導の重要性を通じて、周知広報を実施する。 ・事業主や健康保険事務担当者が参加する研修会を通じて、周知広報を実施する。 	加入者・事業主	WEB広告・チラシ・DM・関係団体広報誌・メールマガジン・LINE・納告チラシ・YouTube（動画）による情報提供・研修会	通年

4. 特別広報				
広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
制度改正等の状況を踏まえて適宜対応する（現時点で設定なし）				